

江戸川区立学校における医療的ケア実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）において、障害等により日常的に医療的ケアを必要とする児童及び生徒（以下「児童・生徒」という。）に対し、安全かつ適切に校内医療的ケアを実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医師の指導の下に、保護者又は看護師が日常的又は応急的に行ってい る治療を目的としない医行為をいう。
- (2) 校内医療的ケア 学校において、看護師が日常的に行ってい る治療を目的としない 医行為をいう。
- (3) 主治医 児童・生徒が診察を受けている医師のうち、校内医療的ケアについての必 要な知識及び技能を有し、緊急時の対応について、指示を行う医師をいう。
- (4) 指導医 江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の依頼により、児童・ 生徒の検診を行い、教育委員会及び学校に対して校内医療的ケアに関する助言等を行 う医師をいう。

(校内医療的ケアの実施内容及び実施場所)

第3条 校内医療的ケアの実施内容は、第13条第3項に規定する教育委員会が決定した 内容とする。

2 校内医療的ケアの実施場所は、児童・生徒の在籍する学校の敷地内とする。ただし、 学校の校外活動において、医療的ケアが必要な場合は、児童・生徒の入学後の状況等を 確認し、保護者、学校及び教育委員会で協議の上、実施を決定する。

(校内医療的ケアの実施者)

第4条 校内医療的ケアを実施する者は、第13条第3項の規定により、校内医療的ケア の実施を決定された児童・生徒の在籍する学校に教育委員会が配置した看護師（以下 「配置看護師」という。）とする。

(対象者)

第5条 校内医療的ケアの対象者は、児童・生徒のうち、主治医の指示があり、次条に定 める安全委員会の検討を経て、教育委員会が校内医療的ケアを受けることを認めたもの とする。

(安全委員会の設置)

第6条 校内医療的ケアを安全かつ適切に行うために、江戸川区立学校医療的ケア安全委 員会（以下「安全委員会」という。）を設置する。

(安全委員会の所掌事務)

第7条 安全委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 校内医療的ケアの実施の可否及び実施内容に関するこ。
- (2) 前号に掲げるもののほか、校内医療的ケアの実施に関し必要な事項に関するこ。

(安全委員会の構成)

第8条 安全委員会は、次に掲げる職にある者のうち、江戸川区教育委員会教育長（以下 「教育長」という。）が指名するものをもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局教育推進課長
- (2) 教育委員会事務局教育推進課庶務係長
- (3) 教育委員会事務局教育推進課すくすくスクール係長
- (4) 教育委員会事務局教育推進課すくすくスクール支援係長

- (5) 教育委員会事務局学務課長
- (6) 教育委員会事務局学務課学事係長
- (7) 教育委員会事務局学務課給食保健係長
- (8) 教育委員会事務局学務課相談係長
- (9) 教育委員会事務局教育指導課長
- (10) 教育委員会事務局教育指導課統括指導主事
- (11) 教育委員会事務局学校施設課長
- (12) 教育委員会事務局学校施設課管理係長
- (13) 教育相談センター長
- (14) 教育相談センター事務係長
- (15) 教育委員会事務局副参事
- (16) 児童・生徒が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）
- (17) 児童・生徒が在籍する学校の副校長
- (18) その他必要に応じて次条第1項に規定する委員長が指名する職員又は学校職員

2 前項第16号から第18号までに掲げる者は、関連する児童・生徒の議事にのみ加わるものとする。

3 安全委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（委員長等）

第9条 安全委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育委員会事務局教育推進課長をもって充てる。

3 委員長は、安全委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、教育委員会事務局学務課長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

（会議）

第10条 安全委員会は、委員長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、安全委員会の議事運営について必要な事項は、委員長が安全委員会に諮って定める。

（保護者からの申請）

第11条 校内医療的ケアを必要とする児童・生徒の保護者（以下「申請者」という。）

は、医療的ケア実施申請書（以下「申請書」という。）に主治医の作成した医療的ケアを要する児童・生徒に関する意見書（以下「主治医意見書」という。）及び医療的ケアに関する指示書（以下「主治医指示書」という。）を添付し、教育委員会に申請するものとする。

（指導医による検診）

第12条 教育委員会は、前条に規定する申請を受けたときは、指導医に対しては検診依頼書により当該申請に係る児童・生徒の検診を、申請者に対しては受診依頼書により当該検診の受診を依頼するものとする。

2 指導医は、申請者の立会いの下、主治医意見書及び主治医指示書を踏まえ、児童・生徒の検診を行い、医療的ケアに関する意見書（以下「指導医意見書」という。）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

（校内医療的ケアの実施決定）

第13条 教育委員会は、申請書、主治医意見書、主治医指示書及び指導医意見書を安全委員会に提出する。

2 安全委員会は、前項に規定する提出を受け、校内医療的ケアの実施の可否及び内容について検討し、教育委員会に報告する。

3 教育委員会は、前項に規定する検討結果を踏まえ、校内医療的ケアの実施の可否及び内容を決定し、当該実施が決定したときは医療的ケア実施可否決定通知書及び医療的ケア実施内容通知書により、当該実施が不決定だったときは医療的ケア実施可否決定通知書により、申請者に通知する。

4 申請者は、前項の規定により、校内医療的ケアの実施が決定したときは、実施内容を確認し、医療的ケア実施同意書を教育委員会に提出するものとする。

(校内医療的ケアの実施)

第14条 教育委員会は、前条第4項の規定による同意書の提出があったときは、当該申請者の児童・生徒の在籍する学校に配置看護師を置く。

2 配置看護師は、主治医指示書及び医療的ケア実施内容通知書を基に校内医療的ケアを行うものとする。

(校内医療的ケアの実施期間)

第15条 校内医療的ケアの実施期間は、実施開始日の属する年度の末日までとする。

2 申請者は、前項に規定する期間の終了後も引き続き校内医療的ケアの実施を希望する場合は、第11条に規定するところにより、年度ごとに申請するものとする。

(校内医療的ケアの変更)

第16条 申請者は、第11条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに当該変更に係る申請を行うものとする。

2 第11条から第13条までの規定は、前項の校内医療的ケアの変更の申請について準用する。

(校内医療的ケア安全委員会の設置等)

第17条 校長は、校内医療的ケアの実施に当たり、校内医療的ケア安全委員会を設置しなければならない。

2 校内医療的ケア安全委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 校内医療的ケアの実施体制の構築

(2) 児童・生徒の状況把握並びに保護者及び関係者との連携

(3) 校内医療的ケアの実施計画の策定並びに教育委員会及び申請者に対する当該計画の報告

(4) 前3号に掲げるもののほか、校内医療的ケアの実施に関する必要な事項

3 校長は、校内医療的ケアの実施に関して教育委員会に助言を求めることができる。

(関係者間の連携)

第18条 教育委員会、学校及び申請者は、校内医療的ケアの実施に関する意思疎通を図るとともに、指導医、主治医及び学校医から当該実施についての助言を受ける等、適切な連携を図るものとする。

(学校職員及び配置看護師の留意点)

第19条 学校職員及び配置看護師は、校内医療的ケアの実施に当たり、次の事項について留意するものとする。

(1) 児童・生徒の状況を把握し、並びに関係者へ報告し、及び連携すること。

(2) 緊急事態に備え、第17条第2項第1号に規定する校内医療的ケアの実施体制を熟知する等、校内医療的ケアの実施への安全配慮を行うこと。

(3) 学校に在籍する児童・生徒以外の児童及び生徒並びにその保護者等へ医療的ケアの実施に関する啓発を行うこと。

(申請者及びその家族の責務)

第20条 校内医療的ケアの実施に当たり、申請者及びその家族は、次の事項を行うものとする。

(1) 児童・生徒の体調把握並びに関係者間の報告及び連携を行うこと。

(2) 緊急事態に備え、常時、連絡の取れる体制を整えること。

(3) 教育委員会及び学校から要請がある場合に校内医療的ケアに関する情報提供等に応じること。

(4) 校内医療的ケアに要する医療器材及び消耗品を用意すること。

(校内医療的ケアの一時中止)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、校内医療的ケアを一時的に中止する。

(1) 主治医から指示があったとき。

(2) 申請者から校内医療的ケアの中止の申出があったとき。

(3) 児童・生徒の体調不良等により、校内医療的ケアの実施が不適当と校長が判断したとき。

(4) 配置看護師が不在のとき。

2 申請者は、前項の規定により、一時的に中止していた校内医療的ケアを再開する場合は、速やかに当該再開に係る申請を行うものとする。

3 第11条から第13条までの規定は、前項の校内医療的ケアの再開の申請について準用する。

(校内医療的ケアの終了)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合は、校内医療的ケアを終了する。

(1) 主治医から指示があったとき。

(2) 申請者から医療的ケア実施終了申出書により、校内医療的ケアの終了の申出があつたとき。

(3) 児童・生徒の体調不良等により、校内医療的ケアの実施が不適当と校長が判断したとき。

(4) 第15条第2項及び第16条に規定する申請がないとき。

(様式)

第23条 この要綱の施行について必要な様式は、教育長が別に定める。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。